NOSAI山口の農機具共済のうきくん

令和６年４月より

農業用ドローンが加入できます

近年、スマート農業の推進等により農業用ドローンの普及が進んでおり、これを踏まえて農機具共済の補償対象に農業用ドローンを追加いたしました。

加入の要件

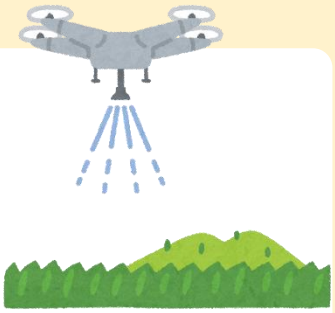

- 回転翼(ローター)が3つ以上のドローン
  （無人ヘリコプター及び固定翼型のドローンは除く）
- 農業目的に使用するもの
  （農薬散布、肥料散布、播種、受粉、農産物運搬、圃場センシング）
- 航空法に基づく国土交通省の飛行承認を受けた操作者及び機種である

補償の範囲

- 機体及び通信機器、コントローラー、農薬積載タンク、液剤・粒剤散布装置、充電器、バッテリーを含む装置一式

対象の事故

- 衝突・接触、 墜落・転覆、 異物の巻込み、 飛行中の事故
- 突風、降ひょうなどの自然災害（※地震等による損害を除く。）
  ※地震等担保特約を付した場合は対象となります。
- 火災、 物体の落下・飛来、 盗難による盗取・き損

※　対人・対物への補償はありません（賠償責任の保険ではありません）。

年間の掛金

加入金額	100 万円	200 万円	300 万円	500 万円	1,000 万円
年間掛金	31, 500 円	63, 000 円	94, 500 円	157, 500 円	315, 000 円

支払対象とならない損害など

① 国土交通省の飛行承認を受けていない機体又は操縦者による飛行中の損害
（ただし、当該承認の必要が無い機体又は操縦者による損害は除く）
② ローターまたはブレードに単独に生じた損害
③ バッテリー単独に生じた損害
④ 機体の燃料不足、またはエンジンオイル不足によって生じた損害
⑤ 機体及び通信機器類のバッテリー不足によって生じた損害
⑥ 操縦中に共済目的が行方不明になったことによって生じた損害
⑦ 操縦中に共済目的が回収不能になったことによって生じた損害
⑧ 夜間における目視外飛行又は無灯火飛行によって生じた損害
⑨ 補助者を配置しない飛行によって生じた損害（ただし、空中散布においては対象物から飛行高度が4メートル以下で、自動操縦により飛行範囲の制御及び危険回避が適正に作動する場合を除く）
⑩ 故意又は重大な過失によって発生した損害。
⑪ 農作業以外の使用目的による事故によって発生した損害
⑫ 欠陥、摩滅、腐食、さび、その他自然消耗によって発生した損害
⑬ 故障（電気的又は機械的損害）によって発生した損害
⑭ 凍結（冷却水の凍結など）によって発生した損害
⑮ 消耗部品等に発生した損害（詳細は農機具共済パンフレットをご覧ください）
⑯ 損害額が１万円または※新調達価額の５%のいずれか低い額に満たない場合

※新調達価額 ≒ メーカー希望小売価格

支払共済金の計算

$$\text{災害共済金} = (\text{損害額} - \text{免責額}) \times \frac{\text{加入金額}}{\text{新調達価額※}}$$

その他、注意事項など

- 機体等を入れ替えたときは、14日以内に組合へご連絡ください。
- 事故が発生したときは、遅滞なく組合へご連絡ください。
- 対象の事故が発生した場合、1年以内に復旧することが必要です（復旧義務）。

お問合せは 山口県農業共済組合 本所 ☎ 代表番号083-972 -7500

□ 東部支所 ☎ 0827-84 -0041
□ 中部支所 ☎ 083-972 -2340
□ 北部支所 ☎ 08388-8 -5050
□ 西部支所 ☎ 083-250 -6208